

(参考) ナラシ対策の各年産の加入状況等

	加入申請件数	うち、米の	加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率(試算)
		加入申請件数		
	(万件)	(万件)	(万ha)	(%)
H24年産	7.1	6.0	43.1	43.5
H25年産	6.8	5.7	42.8	42.2
H26年産	7.1	6.0	45.0	43.4
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (+収入保険(1.5): 9.3)	49.9 (+収入保険(10.7): 60.6)	51.4 (+収入保険(10.2): 61.6)
R2年産	7.8	6.8 (+収入保険(2.3): 9.1)	46.4 (+収入保険(17.9): 64.3)	47.7 (+収入保険(17.2): 64.8)
R3年産	6.8	5.9 (+収入保険(3.7): 9.6)	37.9 (+収入保険: -)	—

※ 加入申請件数・面積は、積立申し出た者の数値。
 ※ R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値(R3年産の米の収入保険加入者件数は11月末時点の数値)。
 ※ ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲)で除して試算。
 収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲及び飼料用米)で除して試算。
 (R3年産のカバー率は、農産物検査数量等が未確定のため現時点では試算していない。)

(参考) ナラシ対策：令和3年産米の当年産収入額及び補てん額（試算）

【R2年産：全国】

米価^{※1}：14,529円/60kg
 作況：99

R2当年産収入額^{※3} + ナラシ補てん額（試算）
 123,811円/10a

R2標準的収入額 124,174円/10a

3,265円/10a

当年産収入額
 120,546円/10a

【R3年産：全国】

米価^{※2}：12,903円/60kg（※出回り～R4年3月まで）
 作況：101

R3当年産収入額^{※4} + ナラシ補てん額^{※5}
 122,804円/10a

R3標準的収入額 124,680円/10a

差額の9割を
 上限に補てん^{※5}

ナラシ補てん額
 16,882円/10a

当年産収入額^{※4}
 105,922円/10a

※1 R2年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
 ※2 R3年産米価は、出回りから翌年3月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
 ※3 R2年産収入額は、R2年産水稲の10a当たり収量に、R2年産米価(R3年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
 ※4 R3年産収入額は、R2年産水稲の10a当たり収量に、R3年産米価(R4年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
 ※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

(参考) 令和3年産ナラシ対策の支払実績 (令和4年8月31日現在)

全 国 都 道 府 県		加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)	
全 国		66,883	52,699	397.34	
北 海 道		13,930	4,231	31.54	
東	青 森 県	2,926	2,812	25.01	
	岩 手 県	1,593	1,513	17.70	
北	宮 城 県	2,385	2,160	20.78	
	秋 田 県	5,584	5,347	53.51	
	山 形 県	5,148	5,041	32.85	
関	福 島 県	2,705	2,631	21.40	
	茨 城 県	2,051	1,945	11.21	
	栃 木 県	3,348	3,154	21.92	
	群 馬 県	615	535	4.08	
	埼 玉 県	744	673	3.08	
	千 葉 県	868	839	7.63	
	東 京 都	1	1	0.00	
	神 奈 川 県	80	80	0.15	
	東	山 梨 県	66	51	0.03
	長 野 県	944	922	9.68	
北	静 岡 県	214	201	1.75	
	新 潟 県	8,623	8,413	49.87	
	富 山 県	1,105	1,074	20.55	
	石 川 県	1,213	1,186	14.83	
東	福 井 県	436	418	7.10	
	岐 阜 県	379	341	2.68	
	愛 知 県	411	353	4.68	
近	海 三 重 県	458	359	3.01	
	滋 賀 県	1,243	1,068	6.06	
	京 都 府	147	134	0.81	
	大 阪 府	16	14	0.02	
	兵 庫 県	708	621	2.60	
	畿 奈 良 県	67	58	0.16	
	和 歌 山 県	22	21	0.03	
中	鳥 取 県	150	137	1.67	
	島 根 県	295	290	2.79	
	岡 山 県	394	376	2.29	
	国 広 島 県	201	192	1.66	
	山 口 県	251	215	0.80	
	四 徳 島 県	79	76	0.41	
	香 川 県	223	156	0.23	
	国 愛 媛 県	313	233	0.05	
	高 知 県	81	64	0.14	
	九	福 岡 県	1,381	770	2.33
佐 賀 県		1,296	356	0.34	
長 崎 県		348	296	0.41	
熊 本 県		1,965	1,743	6.76	
大 分 県		603	446	0.93	
州 宮 崎 県		809	731	0.38	
沖	鹿 児 島 県	427	387	1.33	
	縄 島 県	37	35	0.10	

(注1) 加入件数は、令和3年7月31日時点の積立金納付者の件数である。

(注2) 支払件数及び補てん総額は、令和4年8月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

(8) 収入保険

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象**です！



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。

(令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できるよう検討しています。)

- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ 現在、当分の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(2年間)することができるようにしています。
(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

収入保険に加入している農業者は、令和4年12月末で、87,004経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

新潟県南魚沼市 加藤 捷一郎さん
(経営規模：水稲約2.6ヘクタールなど)

水稲共済の一筆方式が廃止になることもあり、収量の減収だけでなく、農業収入を補償できないかと考え、令和2年から収入保険に加入しました。

青色申告は難しいイメージでしたが、**簡易方式を選択したので白色申告とそれほど変わらない手間で移行でき、さほど面倒には感じませんでした。**経理ソフトで自分で仕訳をしているため、資金の流れをより詳細に把握できるようになりました。

近年の米価下落に加え、令和3年産は収量減少により収入が減少しましたが、収入保険に加入していて助かりました。

(NOSAI新潟広報誌 (NOSAIにいがた) 2022年12月号より要約)



収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、

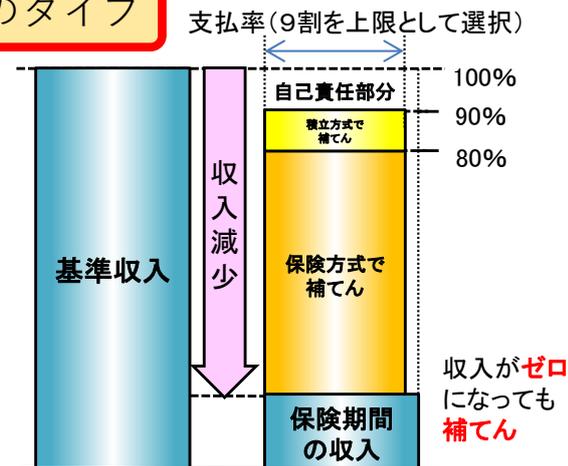
保険方式の**保険料8.5万円**、積立方式の**積立金22.5万円**、

付加保険料2.2万円で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが受けられます。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険での補償を充実する新たなタイプ

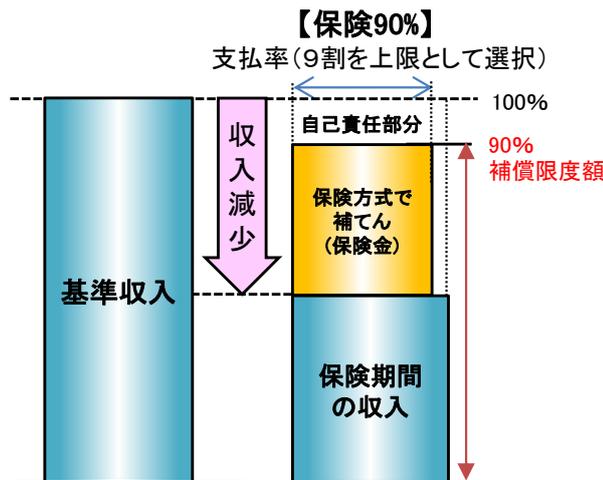
加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

具体的には、**保険方式のみの補償**で、**補償限度額を基準収入の90%**とするものです。（保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。）

例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。（保険料は8.5万円より高くなります。）

※ 積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、**保険料については経費として損金算入**できるため、**所得税・法人税軽減**の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

- ・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き（インターネット申請のみ利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約のみ利用する場合：新規・継続加入者ともに1,000円引き）

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

収入保険に関心のある方は、

全国農業共済組合連合会又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）のホームページでご覧になれます。

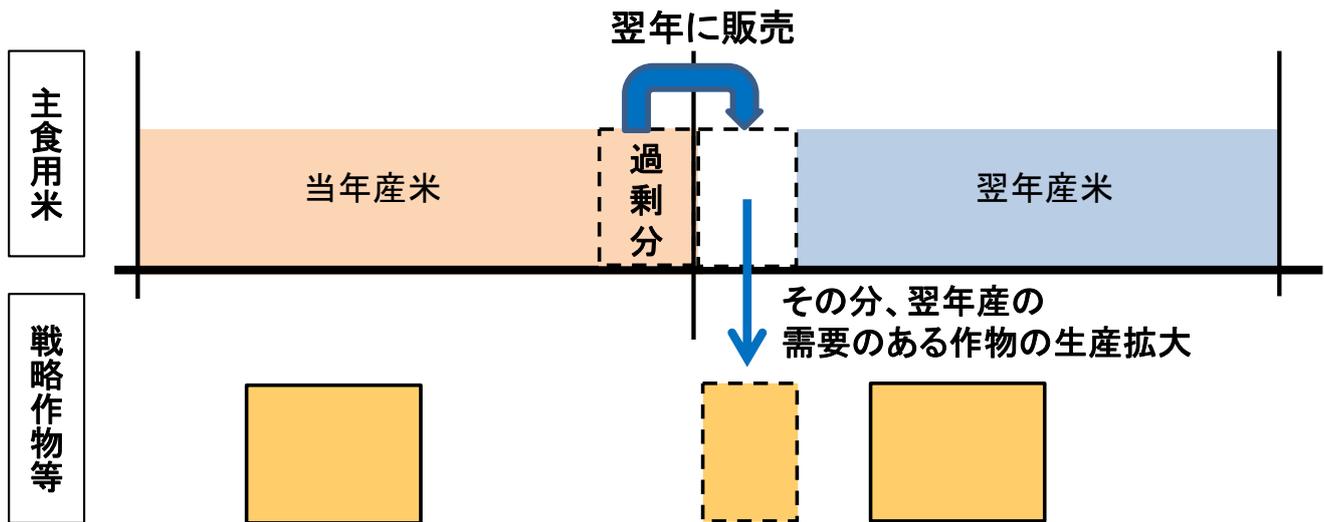
収入保険 NOSAI

検索

(9) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和5年度予算概算決定額50億円（令和4年度予算額：50億円））
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。（水田活用の直接支払交付金等：令和5年度予算概算決定額 3,050億円（令和4年度予算額：3,050億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム（令和5年度予算概算決定ベース）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>

<事業イメージ>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要開拓に向けた販売促進、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- 主食用米を翌年から翌々年に以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を非主食用へ販売する取組

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

（セミナー）



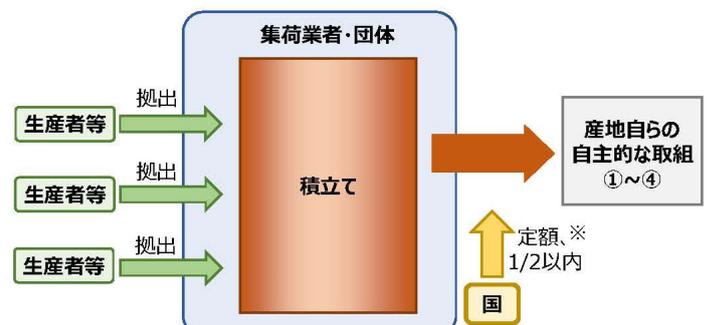
（展示商談会）



（個別商談会）



2. 周年供給・需要拡大支援



<事業の流れ>

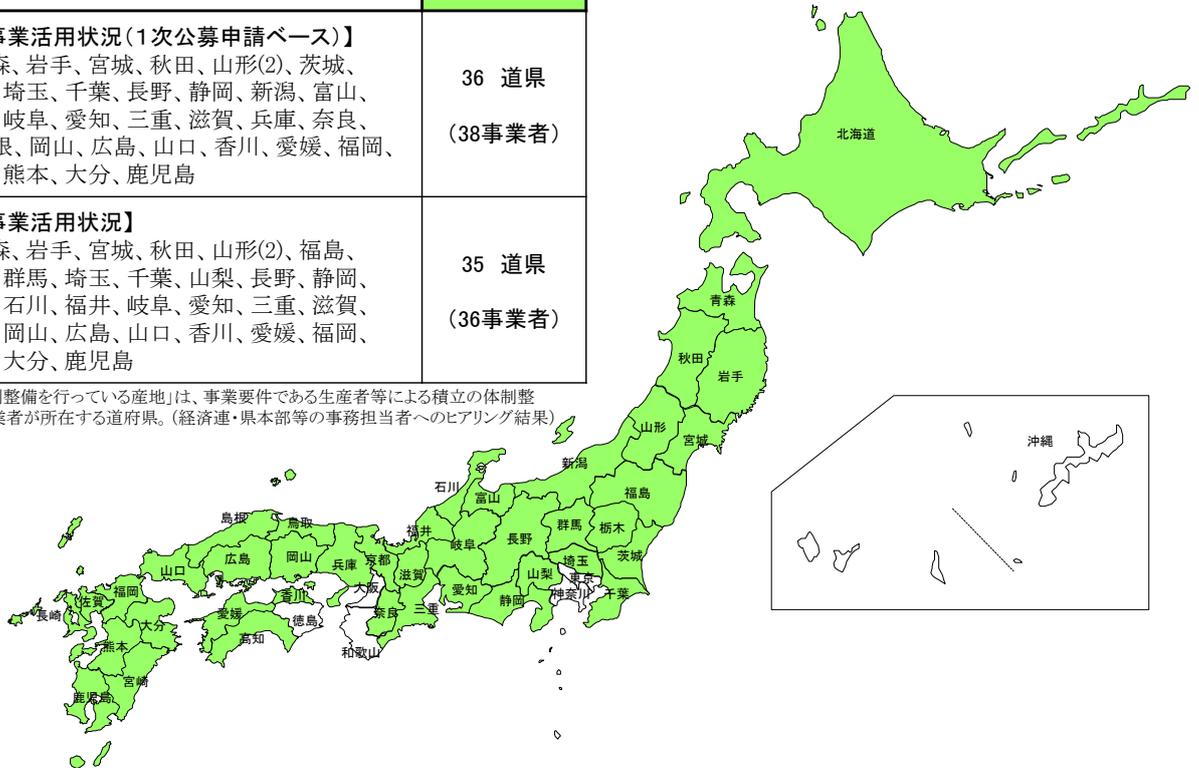


③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備状況

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備は、41道府県の47事業者において行われている状況。
- 令和4年度（1次公募申請ベース）は、36道県（38事業者）が事業を活用（令和3年度は35道県（36事業者）が事業を活用）。
- 出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

事業に必要な体制整備を行っている産地	41 道府県
【令和4年度事業活用状況（1次公募申請ベース）】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取(2)、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島	36 道県 (38事業者)
【令和3年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島	35 道県 (36事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)



主な産地	これまでの主な取組概要
北海道	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 <p>【業務用向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【業務用向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬぎ」PRキャンペーンの開催 <p>【業務用向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【業務用向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 <p>【業務用向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

(10) コロナ影響緩和特別対策

【令和3年度補正予算額 16,500百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減に相当する15万トンの米穀について、集荷団体と実需者等が連携して行う長期計画的な保管、中食・外食事業者等への販売促進や子ども食堂等の生活弱者への提供を支援することにより、需給の安定に向けた市場環境を整備します。

<事業目標>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている米穀の市場環境の整備

<事業の内容>

1. 長期保管の支援

産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、集荷団体と実需者等が市場に影響を与えないように連携して行う長期計画的な販売に伴う保管に係る経費等を支援します。(補助率:定額)

2. 中食・外食事業者等への販売促進支援

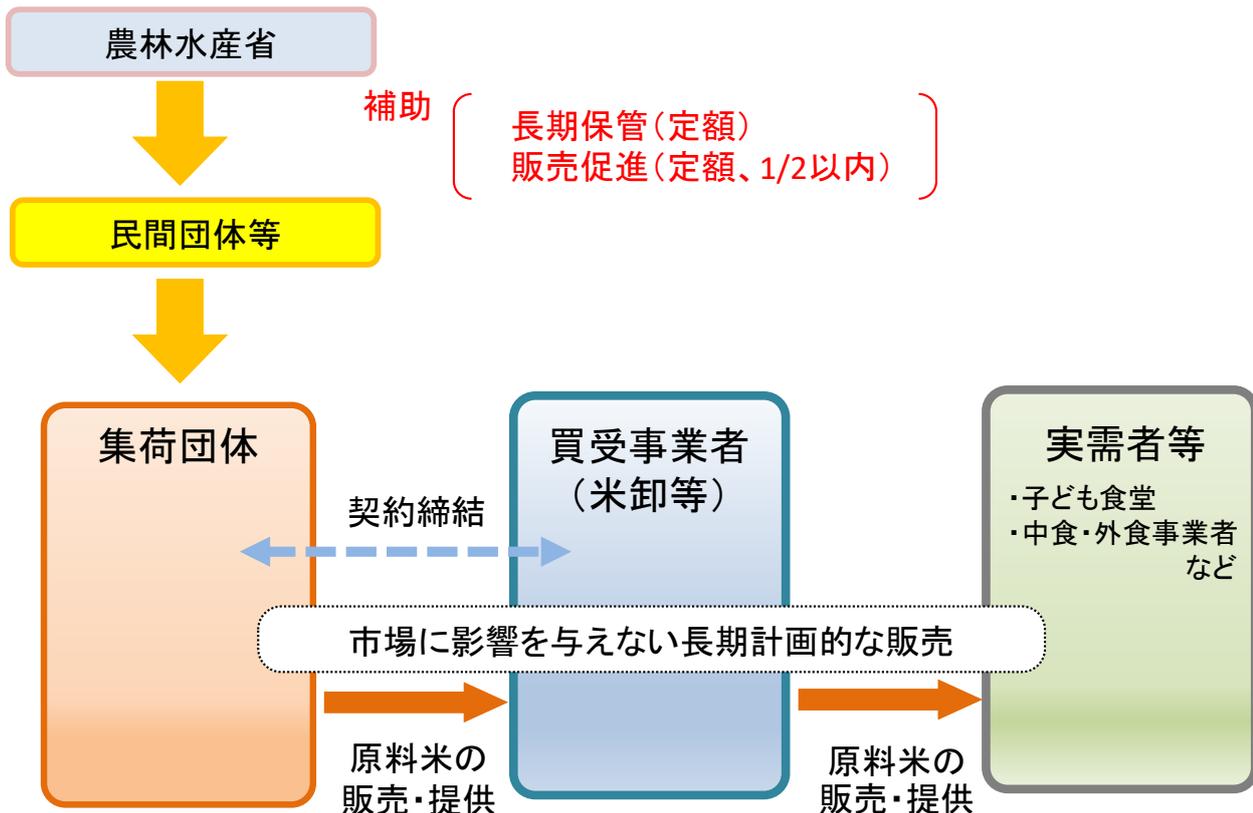
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中食・外食事業者等に対し、市場に影響を与えないように行う販売促進の取組を支援します。(補助率:1/2以内)

3. 生活弱者への提供支援

子ども食堂・子ども宅食等の生活弱者に対し、米を提供する取組を支援します。(補助率:定額)



<事業イメージ>



(11) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームとして、目標及び取組方針を掲げて輸出拡大に取り組む参加者をサポート。

輸出拡大実行戦略の輸出目標達成に向けて、輸出産地と連携した新たな海外需要の開拓が見込まれる取組のほか、コメ加工品（米菓・日本酒）についても新たな海外需要開拓が期待される取組を支援。

輸出目標の達成に向けたコメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

産地と輸出事業者が一体となったマーケットイン型の海外需要開拓

輸出事業計画作成事業者

輸出産地
特に、千トン超の輸出用米生産に取り組む産地は「輸出産地」としてリスト化し、重点的に支援。

今後は、
・輸出事業計画を策定し、課題と取組内容を明確化して輸出拡大を図る
・品目団体と連携して海外需要開拓に取り組む事業者に対して支援を重点化。
〔事業計画策定者は、輸出促進法に基づく融資等の支援を活用可能。〕

戦略的輸出基地（産地）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有するコメの生産を推進。



戦略的輸出事業者（卸、輸出商社、メーカー等）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。



支援

《国による支援》
・（新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
・輸入規制についての情報発信

《品目団体等による支援》
・海外マーケット動向についての情報発信
・専門家による相談対応等

国・品目団体等による支援

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト